

NO. 412
平成11年(1999)
2/1(月)



小笠原 —OGASAWARA— 村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

住民基本台帳登録者数(1/1)

	2412人	
	父島	母島
人口	1968人	444人
世帯	1095	223
短期滞在者	189人	32人

12月気象状況(父島)

最高気温	27.2℃
最低気温	15.1℃
平均気温	20.9℃
平均湿度	75%
月降水量	66.5mm

ダム貯水量

1/26現在	
父島	100/100
母島	100/100

ホームページアドレス

<http://www.Islands-net.metro.tokyo.jp/ogasawara/>

小笠原の花・木・鳥・魚

花	ムニンヒメツバキ	鳥	ハハジマメグロ
木	タコノキ	魚	アオムロ

平成十一年

小笠原村消防団出初式

小笠原村消防団第三十回出初式が、一月十日(日)父島一見港物揚げ場(通称 青灯台)で、また、一月六日(水)には母島沖港岸壁において、小笠原村消防団母島分団第二十四回出初式が挙行されました。

父島母島とも当日は強風の中、式典、放水演習ともに無事終了いたしました。

父島では、当日寄港していた海上保安庁の巡視船からも放水を行っていただき、消防車と同時に放水といった例年にない放水演習となりました。母島においては食紅で赤く染めた水とポンプ車の水で放水を行い、紅白の水が沖港岸壁に弧を描きました。

また、式典終了後には父母両島のたくさんの子供たちを消防自動車に乗せて式典会場の周りをまわり消防団員と子供たちと交流を図りました。

◎消防団表彰者

勤続二十年特別表彰

岸 一郎 (父島)

小笠原村長功労賞

赤坂晴彦 (父島)

前田秀樹 (母島)

東京都消防褒賞

奥原芳雄 (父島)

日本消防協会功績章

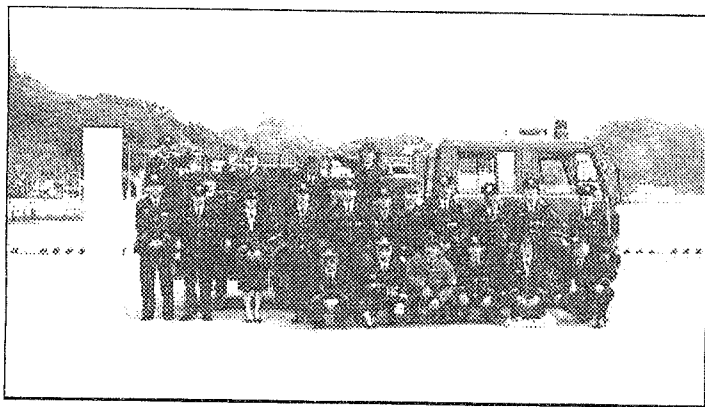
鈴木義夫 (母島)

日本消防協会功績章

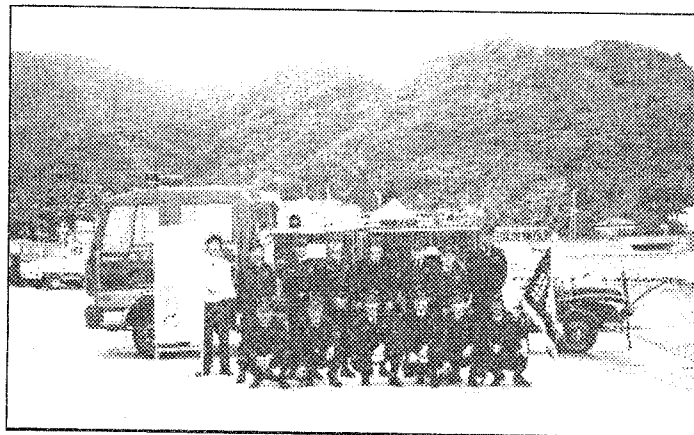
折田勝喜郎 (母島)

小笠原村消防団

出初式 (父島)



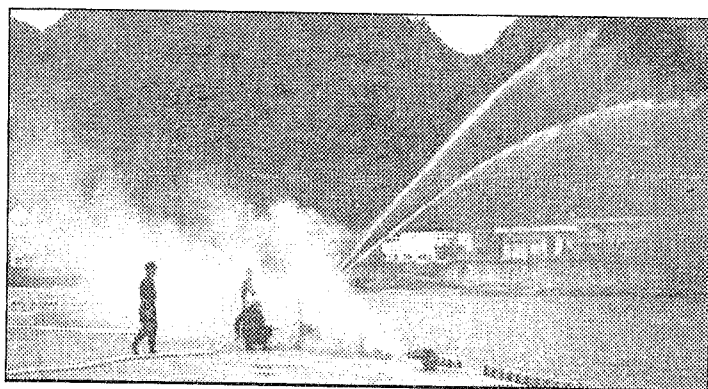
出初式 (母島)



放水訓練 (父島)



放水訓練 (母島)



祝成人

今年めでたく成人され、大人の仲間入りをした方々を紹介致します。

父島 (二十三名)

男性

筒井敦士 本山健 木村三朗

田中新 瀧澤厚樹 高瀬春樹

清水裕也 木村知晴 石井祐司

橋口健一 島井大平 飛理平

女性

中嶋義紀 増山清 加賀谷貴史

長吉結花 芳賀友美 赤間昌子

杉田早苗 天明志乃 藤巻加奈子

母島 (六名)

男性

宮川正義 稲垣和仁

女性

長井亜紀 山中有佐 佐藤洋子

宮川真澄

記念式典は、一月二日に父島は村役場議事堂にて(出席者十一名、母島は村民会館(出席者六名)で行われました。

成人の誓いの言葉は、父島では木村知晴さんが、母島では出席者が一人ずつ、力強く述べました。

今後の新成人の皆様のご活躍を祈念いたします。

小笠原村
教育委員会

所得稅確定申告

受付・相談のお知らせ

芝税務署による所得稅確定申告の受付及び申告相談は、次の日程で行います。
相談等で来場される方は申告に必要な

書類(収入や経費の明細、源泉徴収票、生命保険料・損害保険料の証明書など)と印鑑を持参して下さい。なお、申告書用紙等が送付されている方は、必ず持参してください。

また、医療費控除、住宅取得控除等による所得稅還付申告や消費稅の確定申告の相談と受付も併せて行いますのでご利用ください。

所得稅の確定申告は、納稅者が自らの手での年一年間の所得の金額とそれに応じた所得稅の額を計算し、二月十六日(火)から三月十五日(月)までに、確定申告書を稅務署に提出する手続きです。

なお、所得稅の申告額等は、国民健康保険稅、保育料及び各種福祉手当(児童手当、出産費用補助金等)の基礎資料、村・都民稅課稅資料となります。申告されていらないと、手当(児童手当、出産費用補助金等の各種福祉手当)、課稅・所得證明書を受けられないことがありますので必ず申告して下さい。

◎確定申告をしなければならぬ方
・事業所得や不動産所得などがある方
・一年間の所得金額の合計額が配偶者控除・扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
・給与所得のある方のうち次の項目に該当する方

①給与の年収が、二千万を超える方
②一箇所だけからの給与の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が二十万円を超える方
③二箇所以上から給与の支払いを受けている方

④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から貸付金にかかる利子の支払や資産の貸付にかかる貸貸料の支払を受けている方

⑤平成十年中に退職所得のあった方
⑥土地や建物を売却された方

給与所得者で次の場合は、確定申告をすれば、税金が戻ることがありますのでご相談下さい。

・マイホームを住宅ローンで取得した場合
・多額の医療費を支払った場合
・年の途中で退職し、年末調整を受けていない場合
・災害や盗難にあった場合
・寄付金を支払った場合

※還付申告書を提出される際は振込先の金融機関・郵便局名その他、預金の種類・口座番号の記入を忘れないで下さい。

◎確定申告の作成に当たって
「確定申告の手引き」等を参考にして次の点に注意して記入して下さい。

・平成十年分の所得稅については、本人三万八千円、扶養家族一人当たり一万九千円の特別減稅が実施されています。

・「事業専従者」住民稅・事業稅に関する事項「欄」に該当がある場合は、忘れずに記入してください。

・確定申告書等の用紙は、光学読取式となっており、数字は丁寧に記入するようにお願いします。

◎収支内訳書の添付について
白色申告で、事業所得・不動産所得・山林所得のある人は、必ず「収支内訳書」を添付しなければなりません。

※個人事業者の消費稅の確定申告と納稅は三月三十一日(水)までです。

◎消費稅の確定申告書を提出しなければならない方
・基準期間(平成八年分)の課稅売上高が三千万円を超える事業者
・「消費稅課稅事業者選択届出書」を提出した事業者

※贈与稅の申告と納稅は、二月一日(月)から三月十五日(月)までです。

◎親や兄弟等、個人から年間六十万円を超える財産をもらったときには、贈与稅の申告が必要です。次のような場合にも、原則と

して贈与稅の申告があったことになります。
◎土地、家屋、株式の名義を変えた場合
◎親子や夫婦などが、資金を出し合って共同で土地や家屋を買ったが、これらの名義をその資金の負担割合に応じたものとした場合

問合せ先
総務課稅務係

二・三二一

☆芝税務署 確定申告相談日程

場	会	間	時	日	実施
母島	母島支所 2F会議室	9:00~17:00		2月19日(金)	
				2月22日(月)	
父島	村役場第1庁舎 2F会議室	9:00~17:00		2月24日(水)	
				2月25日(木)	
				2月26日(金)	

◎ 12:00~13:30まで昼休み。2月20日(土)、21日(日)は休日です。

償却資産の申告について

固定資産のうち償却資産については、その所有者が毎年一月一日現在の所有状況等を、その資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。

申告が未だお済みでない方は、なるべく早くお願いいたします。

平成十一年の申告期限は、二月一日です。

◎昨年中に事業を開始された方などで、申告用紙が送付されていない方や、用紙が不足している方は、お手数ですが総務課税務係または母島支所までお願いいたします。

総務課税務係

母島支所

二・三二二
三・二二二

固定資産税台帳の縦覧について

固定資産税は、自治大臣の定めた固定資産評価基準により、村役場が固定資産の価格を決定し、この価格にもとづいて課税されます。固定資産税の納税義務者は、この価格を知るために地方税法の規定により課税台帳の縦覧をすることが出来ます。

縦覧期間は、次のとおりです。

◎期間及び時間

三月一日(月)～二十三日(火)

(土・日曜日、休日を除く)

午前八時～午後五時 (昼休みを除く)

◎場所

総務課税務係

母島支所

◎縦覧できる方

村内に固定資産を所有している本人、またはその関係者(所有者の同一世帯の親族、納税管理人)です。代理等の方は、委任状が必要です。

なお、平成十一年度の固定資産税の納期は次のとおりです。

第一期 四月一日～四月三十日

第二期 七月一日～八月二日

第三期 十二月一日～十二月二十七日

第四期 二月一日～二月二十九日

問合せ先

総務課税務係

母島支所

二・三二二
三・二二二

税の納め忘れはありませんか

村では、福祉や教育、保健衛生、生活環境防災など、村民生活に密着した仕事を行っています。私たちは、これら「公共の仕事」に必要な経費を「税金」という形で負担しています。税金は、社会の一員として暮らしていくうえでの会費とも言えます。

今月の納期は、次のとおりです。納め忘れないようにお願いします。

二月

固定資産税 第四期

問合せ先

総務課税務係

二・三二二

軽自動車税の届け出について

◎忘れていませんか?

原動機付自転車・軽自動車等を廃車したり、他人に譲渡して所持しなくなった場合には、必ず、届け出を行って下さい。

届け出を怠りますと、所有していたとみなされ、軽自動車税が課税されます。

変更が生じた場合は、すみやかに、届け出

を行って下さい。

◎軽自動車税とは?

軽自動車税とは、四月一日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人(法人を含む)に対してかかる村税です。

◎届け出が必要な場合

- ・軽自動車等を廃車した場合
- ・軽自動車等を他人に譲渡した場合
- ・標識を紛失・破損した場合
- ・住所・氏名・定置場所が変わった場合

◎届出先
所有している軽自動車によって、届出先が違います。

★原動機付自転車/小型特殊自動車

総務課税務係

母島支所

二・三二二
三・二二二

★二輪の小型自動車/軽自動車

(二輪・四輪)

東京都軽自動車協会

東京都港区港南三・三・一十

〇三・三四七二・六二四一

問合せ先

総務課税務係

二・三二二



専門診療(有料)のお知らせ

耳鼻咽喉科の専門診療を次の日程で行います。

この専門診療は保険診療となりますので、受診される方は保険者証をご持参下さい。

〇…実施

	父島		母島		
	父島	母島	父島	母島	
二月十九日(金)		〇		〇	午前
二十日(土)		〇		〇	午後
二十一日(日)					
二十二日(月)		〇		〇	
二十三日(火)		〇		〇	
二十四日(水)					
二十五日(木)					
二十六日(金)					

◎実施場所

診療所

◎受付時間

八時三十分～十一時

十三時三十分～十五時三十分

※母島十九日(金) 午後のみ次のとおり

受付 十五時～十八時まで

母島健康フェスティバル

ゲートボール大会

一月十日(日)健康フェスティバルゲートボール大会が母島小中学校グラウンドにて行われました。当日はあいにく曇りがちな天気でも少し冷たかったようですが、参加十七チームにより白熱したゲーム展開となりました。優勝は評議平ファイターズの皆さん(初優勝)です。また、体育館では動く保健所「健康展」が行われ百三十名の島民が来場、熱心に保健所スタッフに質問する姿も見受けられました。ご参加、応援ありがとうございました。

母島支所

村役場窓口の一部が 移動しました

村役場庁舎内の配置替えに伴い、建設水道課窓口(上下水道の開始、停止の申込、残土搬入許可申請等)が第二庁舎二階へ移動しました。

上下水道料金のお支払いは今までどおり本庁舎出納窓口で受付いたしますのでお間違いないようお願いいたします。

保育園児募集について

平成十一年度、父島保育園・母島保育園の入園児(平成十一年四月入園)を募集します。

・父島保育園

・入園資格

・契約児

満二歳から小学校入学前までの幼児(平成五年四月二日から平成九年四月一日生まれ)で、保護者の労働・疾病等の理由により「保育に欠ける」と認められる幼児。

・就学前保育児

契約児以外の幼児で平成十二年・十三年度就学予定の幼児(ただし平成十三年度就学予定児童については総定員六十名の範囲内で受け入れます。)

◎受付期間

二月八日(月)～二十二日(月)

◎受付場所

村民課住民係

◎その他

平成十一年度父島保育園の入園児募集については、前述のとおりですが、新規応募園児とともに在園児で引き続き入園を希望される方も新たに申請が必要です。

なお、二月六日(土)十時より本庁舎二階会議室において、申請手続き等の説明会を行います。

また、応募要領、申請書は二月八日(月)

から村民課窓口で配布します。

《母島保育園》

◎入園資格

満三歳から小学校入学前までの保育を要する幼児(平成四年四月二日生まれから平成七年四月一日生まれ)

◎受付期間

二月二十二日(月)～三月八日(月)

◎受付場所

母島支所庶務係

※申込用紙等は、二月十五日(月)から母島支所で、配布します。

問合せ先

村民課住民係

母島支所庶務係

三・二二一

三・二二一

村長出張報告

◎十二月二十日～三十日

・平成十一年度政府予算要望

・自由民主党離島振興委員会傍聴

・介護保険要望

・東京都町村会臨時総会

・七島学生寮理事会

・関係機関年末挨拶

◎一月九日～十七日

・小笠原自然環境保全対策検討委員会

・硫黄島遺骨収集作業

・関係機関年始挨拶

小笠原いま・昔(二十)

思い出草(入学、それから)

小学校入学式の日、朝からものすごい土砂降りだったのを覚えています。母は和服の雨コートに、爪皮のついた高下駄、蛇の目傘をさしています。私はランドセルを背負い、黒の長靴、水色のゴムの合羽を着て家を出ました。外はうす暗く、痛ような雨の中を学校へ行きました。今にして思えば、菜種梅雨のはしりの豪雨か、それとも低気圧でも通過したのでしょうか。鮮明に記憶に残っている入学式の朝のひとつです。

秋には、弟妹と七・五・三のお祝い、大神宮様(月ヶ岡神社)でおはらいを受け、祝詞をあげていただきました。第五才、妹三才と三人が丁度並び、三人揃うのはめずらしいですよ。」と神主さんに言われたそうです。晴着を着て、うす化粧をして、よそ行きの気分になって嬉しかったことを覚えています。記念の写真は父が撮りました。いま手元にある貴重な写真の一枚です。

一年生の時の、お正月の写真もあります。晴着を着て白足袋をはき、藤娘の押し絵の羽子板をかかえ、門松の前でまじ顔で写っています。私の右隣りにルリちゃん、後にはトミ叔母が立っています。二人共晴着を着て、笑顔です。ルリちゃんは羽子板を持っています。お正月の大切な写真の一枚です。

父はカメラが趣味でしたから家族の写真をはじめ、島の入道、卒業式や入学記念、仕事上の写真等沢山ありました。父の宝物の一つだった写真機械等は太平洋戦争の最中、昭和十九年六月十五日の空襲で官舎が被爆し、家財道具共々散逸してしまいました。官舎は東町の現商工会館裏、村の駐車場にありました。その後、友人や知人からいただいた写真が手元に十数枚あります。当時の生活環境や知人友人、自分の成長過程等を知る上で、どれも貴重な記録となっています。

(森田嘉子)

健康フェスティバル 「生活習慣病のつどい」

(財)東京顕微鏡院・小笠原村の共催により、平成10年度健康フェスティバルの一環として「講演会」「ウォーキング」を実施いたします。生活習慣病に関する興味深い講演や、各種ゲームを取り入れたウォークラリーなど、気軽に楽しく参加できる内容となっていますので、みなさん奮ってご参加下さい。

村民課住民係 2-3113

☆「講演会」

ストレス解消法の工夫	手軽にできる生活習慣改善法
ーストレス解消を生活習慣の中にー	ーアンケート調査結果よりー
講師：眞野先生	講師：青柳先生
父島 2月14日(日)	母島 2月12日(金)
午後1時から	午後7時から
村役場ホール	村民会館体育室

☆「ウォーキングに親しむ」

各種ゲーム・参加賞・賞品盛り山!

1. ウォーキング指導	
2. ウォークラリー	* チャレンジコース * マイペースコース
父島 2月14日(日)	母島 2月13日(土)
午後3時から	午前8時から
お祭り広場	村民会館体育室

平成十一年度

「ちびっこクラブ」入会児募集

◎運営方針

「ちびっこクラブ」は、「福祉の心」を育てることを目標とし、小笠原の自然の中で自分を大切に、命や物を大切に、多くの人々との関わりの中でともに生きる子供を育むことを方針とします。

◎指導目標

- ・思いやりのある子供
- ・素直で明るい子供
- ・最後まで一生懸命がんばることが出来る子供

◎運営主体

・社会福祉法人 小笠原村社会福祉協議会

◎入会資格基準

- ・次の各項に該当するもの
- ・小笠原村に住所を有すること
- ・満三〜四歳の幼児
- ・平成六年四月二日〜平成八年四月一日生まれ

・原則として社会福祉協議会の会員であること（申請時入会可）

・原則として親が「ちびっこクラブ」の活動に参加できること

※これら以外に、特に会長が必要と認めた者

◎募集人員

二十名程度

◎募集期間

二月二十二日（月）〜三月八日（月）

（十七時締切）

◎費用負担

入会費・教材費・指導員・補助員雇用負担金・運営費等の月々負担あり

◎活動日時

週五日 月曜日〜金曜日（祝祭日・年末年始及び特別な事情による日は除く）夏休み・冬休み・春休み 小中学校と同じ

◎災害保障

在宅福祉サービス総合保障制度

（Bプラン）

◎申込場所

父島村民会館内

小笠原村社会福祉協議会事務局

二・二四八六

◎入会説明会

- ・日時 二月十九日（金）十時〜
- ・場所 村民会館 BC会議室

社協ちびっこクラブ指導員の募集について

◎採用職種及び人員

指導員 若干名

◎採用予定日

平成十一年四月一日以降

◎勤務場所

社協父島事務局（福祉センター内）

◎待遇

年間委託契約による

◎受験資格

幼稚園教諭免許又は保育資格を有し昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた方。

◎試験の方法

口述試験

◎試験日

二月二十六日（金）

◎会場

父島村民会館 BC会議室

◎募集要項の請求先

小笠原村社会福祉協議会

二・二四八六

◎申込の受付及び受付期間

① 一・一〇〇〜二・一〇一

東京都小笠原村父島字奥村

父島村民会館内

小笠原村社会福祉協議会職員採用係

② 一・一〇五〜一・一〇二

東京都港区海岸一・十二・二
竹芝客船ターミナル二階
小笠原村東京連絡事務所

〇三・三四三二・四四五六

二月十五日（月）必着

※小笠原村在住以外の方は、小笠原村連絡事務所に送付しないと、届かない場合がありますので、ご注意ください。

◎持参申込

① 小笠原村社会福祉協議会

職員採用係

② 小笠原村東京連絡事務所

二月一日（月）〜十五日（月）まで

（土・日・祝日を除く）

九時から十七時まで

母島巡回労働相談のお知らせ

小笠原総合事務所では毎月、「母島」において、担当職員による労働相談を実施しています。二月の相談日時等は次のとおりです。

なお、「父島」においては、随時、相談をお受けしておりますので、小笠原総合事務所まで問合せ下さい。

◎実施日時

二月一日（月）十七時〜十八時まで

◎実施場所

母島村民会館 二階和室

◎相談内容

労働条件（賃金・労働時間・安全衛生等）

労災保険（加入・労災給付等）

求人求職（求人求職申込）

雇用保険（加入・失業給付等）

問合せ先

小笠原総合事務所業務課

二・二二〇二

原付免許試験のお知らせ

◎実施日時

二月十四日（日）

八時三十分〜九時まで受付

※時間に遅れた方は受験できません。

◎場所

小笠原警察署 二階講堂

◎必要なもの

・住民票（本籍記載のもの）

・写真二枚（三・五cm×二・四cm 無背景）

・黒色ボールペン

・受験手数料 七千二百円

（内訳）

受験料 千六百円

免許交付料 千八百円

実技講習料 三千九百円

※お釣の無いようにお願いします。

◎実技講習の実施

学科試験合格者に対し、実技講習を実施します。運転に適した服装で受験をお願いします。（サンダル不可）

※受験希望の方はなるべく早めに申込をお願いします。

問合せ先

小笠原警察署交通係

二・二二〇〇

「家庭の悩み」

一一〇番のお知らせ

東京都政策報道室では、電話により都民の相談を受け、必要な情報の提供や助言を行う「家庭の悩み」一一〇番という電話相談を実施します。

秘密は厳守いたしますので、この機会にぜひご利用ください。

◎日時

二月二日(火)、三日(水)、四日(木)の三日間

九時～十二時／十三時～十六時

◎電話番号

〇三・五三八八・二二二九

◎相談内容

- ・結婚、離婚、夫婦関係
- ・親子関係、教育、しつけ等
- ・高齢者問題
- ・財産管理、相続等
- ・住宅問題
- ・クレジット、サラ金問題
- ・経営不振、失業等
- ・その他家庭の悩み全般

◎相談員

東京都が委嘱する専門相談員、弁護士など

問合せ先

東京都政策報道室相談提案課

〇三・五三八八・二二二九

ダイビングフェスティバル

99開催

ダイビングフェスティバルはダイバーの小笠原への関心度が非常に高く、効果的な観光宣伝が期待でき、ダイビングを中心に宿泊業、飲食業、土産品等小売業にも経済的な波及効果が見込めるため毎年参加しています。

ダイビングフェスティバル開催期間に上京中の村民の皆様で、ダイビングに興味のある方はぜひ会場にお立ち寄り下さい。

【開催場所】

東京ビックサイト 西4ホール

【最寄り駅】

ゆりかもめ

国際展示場正門駅

臨海副都心線

国際展示場駅

【開催日】

二月二十日(土)～二十一日(日)

小笠原村観光協会

二・二五八七

産業観光課産業観光係

二・二二一四

小笠原高等学校図書館開放

◎開館日時

祝祭日を除く

・毎週水曜日

十七時～十九時まで

・毎週土曜日

十五時～十八時まで

◎二月の開放日

三日(水)・六日(土)・十日(水)

十三日(土)・十七日(水)・二十日(土)

二十四日(水)・二十七日(土)

の八日間です。

※高校図書室では、四月・九月・一月の三回新しい本を購入しています。「あんな本が読みたい」とのご希望がありましたら、図書室備え付けの希望図書用紙に、書名・著者名・出版社名・定価等を記入して担当者にお渡し下さい。

また、ご不明な点がありましたら、何でもお気軽に担当者までご相談下さい。

問合せ先

小笠原高等学校

二・二三四六

公開講座のお知らせ

★父島野外巡検(第二回)

昨年末、本校公開講座において、「父島野外巡検」と銘打ち、父島の戦争跡や史跡巡りを実施しました。その結果、非常に多くの希望者があり、止むを得ず抽選とさせて頂きました。大変好評で、その後も再度開講の要望が多く寄せられましたので、「父島野外巡検(第二回)」を開講します。

内容的には、前回とほぼ同じですが、前回抽選に漏れた方や初めての方を優先いたします。

奮って、ご参加ください。

◎日時

①二月十三日(土)

②二月二十七日(土)

※今回は二回とさせて頂き、時間は、十一時から十六時と致します。

◎集合場所

小笠原高校会議室

◎負担金 保険料 約五百円

◎定員 二十名

◎申込期間 二月一日(月)～五日(金)

※申込期間中の九時から十六時までにお電話でお申込下さい。

問合せ先及び申込先

小笠原高等学校

二・二三四六

小笠原小学校学芸会のお知らせ

小笠原小学校では、次の日程で学芸会を実施いたします。

子供たちが、『歌います』『踊ります』『演じます』

日頃の学習を工夫して、精一杯頑張ります。村民の皆様には、お忙しい中とは存じますが、ぜひご覧頂いて、子供たちを励まして頂けようようお願いいたします。

◎日時

二月十四日(日) 九時開演

◎会場

本校体育館

◎演目

- 一年生 やんすけとやんすけとやんすけと
 - 二年生 じゅげむ
 - 三年生 百万回生きた猫
 - 四年生 バク 夢をさがしに
 - 五年生 きばのなのおおかみ
 - 六年生 雪の女王
- ※その他音楽発表・PTAコーラスを予定しています。

問合せ先

小笠原小学校

二・二〇二二

高校寄宿舎食事賄い

平成十一年度契約者募集

高校では、母島出身の生徒のため寄宿舎(ぎんねむい寮)で寮生のために食事賄いを請け負って頂ける方を募集しています。
希望される方、高校事務室までご連絡下さい。

◎契約期間

四月一日から

平成十二年三月三十一日まで

◎賄い内容

一日三食十人程度の食事を一年間通じて提供できること。ただし、高校の夏季・冬季・春季休業中は休止期間となります。

◎問合せ期間

二月一日(月)～十二日(金)

問合せ先

小笠原高校事務室

二・一・三・四・六
(担当) 羽村・菊池

郵便局の受付窓口の

変更について

現在、おがさわら丸が、日・月及び祝祭日に
出港の時は、土曜日及び祝祭日の前日に郵便
便を受付けてきましたが、今度からは、次の
とおりに変更させていただきます。

◎おがさわら丸出港日前日(九時～十一時)
チルド便は、九時～九時三十分

※ただし、平日は、通常業務です。

母島簡易郵便局

父島村民会館図書室より

◎本のラベルの数字「ND C5」の技術・工学・工業・家政学などの本の中から

「二十一世紀への超技術」

船井幸雄他

「さわやかエネルギー風車入門」

牛山泉

「毛利衛 ふわっと宇宙へ」

毛利衛

「こんなに使っているけれど」 家庭にひそむ農業」

植村振作他

「グリーンコンシューマー入門」

本間都

「地球を守る(一〇〇一)の方法」

バーナデット・ヴァーレリー

「子供にどんな地球を残しますか」

日本ユニセフ協会

「ダイオキシンの汚染列島日本への警告」

長山淳哉監修

「赤ちゃんの健康と育児BOOK」

高橋悦二朗

「どうすれば子供はやる気になるのか」

すぎきダイキチ

「ベジタリアン クッキング」

鶴田静

※他にも、料理・洋裁・育児・日曜大工など家庭で役立つコーナーです。

◎季節の絵本・児童書の中から(うさぎ・冬・雪など)

「子うさぎましろのお話」

ささきたづ

「ふゆねこさん」

ハワード・ノッツ

「パオちゃんのかげひいちゃった」

なががわみちこ

「ゆきのひ」

エズラ・J・キーツ

「てぶくろ」

エウゲーニ・M・ラチヨフ

ホエールウォッチング協会から

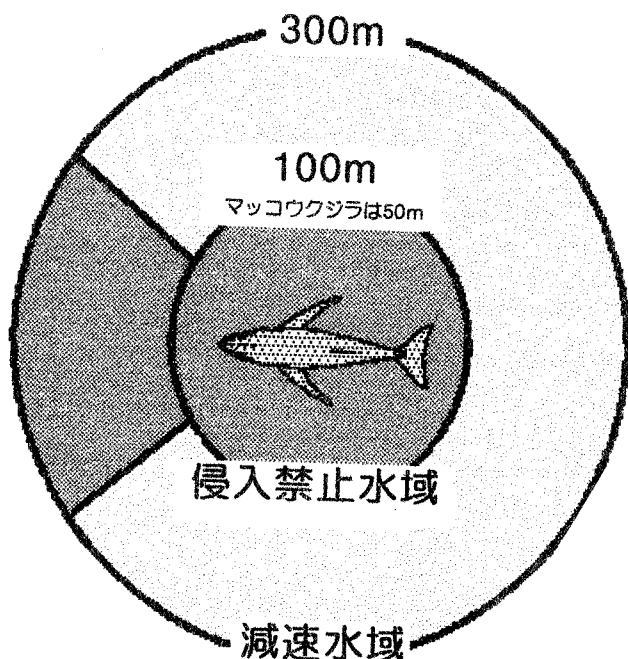
お知らせ

◎村民ホエールウォッチングについて

小笠原ホエールウォッチング協会では、村民の皆様にも少しでも多くホエールウォッチングに親しんでもらうため、協会加盟船のご厚意により村民ホエールウォッチングを行っています。

今年は、三月七日(日)に行います。実施内容及び受付方法等は、村民日より三月号でご案内します。

◎ルールを守ってホエールウォッチングを楽しんで下さい！
二月に入りザトウクジラのウォッチングも本番を迎えています。



ホエールウォッチング協会では、クジラに与える影響を少なくして小笠原でのホエールウォッチングを持続させるために自主ルールを設けています。これは、ウォッチングボートだけに適用されるものではありませんので、個人のボートでウォッチングを行う際にもぜひ守って下さい。

なお、調査等による特例適用船舶は、赤旗を掲げていますのでご理解下さい。
また、ウォッチングの際には以下の点にご注意下さい。

◎クジラの進路をふさがない。
◎クジラから三百m以内ではスピードを十分に落とし、百m以内には船の方からは近づかないよう心がける。

◎クジラから離れる際もゆっくりと離れる。
◎多数の船でひとつの群を取り囲まない。

なお、自主ルールの全文ならびに詳細につきましては、当協会までおたずね下さい。

問合せ先

小笠原ホエールウォッチング協会

二・一・三・二五

小笠原自然観察指導員

連絡会のコーナー

今月号から、小笠原自然観察指導員連絡会のメンバーが、村民の皆さんに、もともとつと小笠原の自然を身近に感じてもらえるよう「村民だより」にコラムを連載することになりました。

メンバーそれぞれが小笠原の自然の魅力を様々な切り口からお伝えしていきます。

◎花見のすすめ

清水良一

「小笠原には季節がないのでつまらない」という話をたまに聞くことがあります。

しかし、良く考えてみれば、冬から春にかけての今の季節は、小笠原独自の季節がいくつも存在することがわかります。

ザトウクジラ・ハカラメの花・北西の季節風・モモタマノの花の甘い香り・ズッキーニ・島トマト。そして、忘れてはならないのがビーデビーデの花です。

ビーデビーデは、落葉をしてから大木に真紅の花をつけることから内地の桜を想像する人もいるそうです。

ところが今年は、葉がほとんどの木で落ちていません。一部、風当たりの強いところで、少し赤い花を見せていますが、葉のない、堂々とした潔さが感じられません。

葉がついているところは花が咲かないのか？それとも両方つけるのか？新芽はどうなるのか？そんな疑問が次から次へと出てきます。これからどうなるのか花見でもしながらじっくり観察してみませんか。

※皆さんからも、身近な自然について興味深い情報がありましたらご連絡をお願いします。

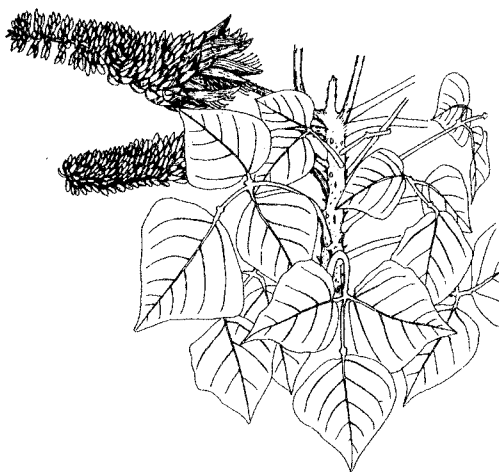
二・三三八六

◎ムニンデイゴ（島名ビーデビーデ）

海岸近くに生息する。成長が早く増殖も容

易で美しい花を咲かせるため、庭木や街路樹に多数植えられている。支庁前の老木は海賊が持ち込んだものとも言われている。

（参考文献・小笠原植物図譜）

ムニンデイゴ *Erythrina boninensis* Tuyama

小笠原支庁前のムニンデイゴ

小笠原村地域振興券交付事業実施のお知らせ

1. 主 旨

地域振興券（「振興券」）交付事業は、国の緊急経済対策として、若い親の層の子育てを支援し、あるいは高齢福祉年金等の受給者や所得の低い高齢者層の経済的負担を軽減し、個人消費の喚起・地域経済の活性化を図ることを目的に実施するものです。

2. 交付対象者

交付対象者は、村内在住者で平成11年1月1日（基準日）において、以下の要件のいずれかに該当する方々です。

(1) 15歳以下の児童が属する世帯の世帯主の方

基準日における年齢が15歳以下（昭和58年1月2日以降生まれ）の児童が属する世帯の世帯主の方（外国人登録法にいう永住者、特別永住者を含みます。）

(2-1) 次のいずれかの年金又は手当を受給できる方

（15歳以下の者であって、その者の属する世帯の世帯主が上記(1)に該当する場合を除きます。）

- ① 高齢福祉年金 ② 障害基礎年金等 ③ 遺族基礎年金等 ④ 児童扶養手当
- ⑤ 特別児童扶養手当 ⑥ 特別障害者手当 ⑦ 障害児福祉手当 ⑧ 福祉手当（経過措置分）
- ⑨ 原爆被爆者諸手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）

* ② ③については、一部村民税の課税状況が条件となるものがあります。）

(2-2) 措置施設に入所している等次の要件に該当する方

（15歳以下の者であって、その者の属する世帯の世帯主が上記(1)に該当する場合、及び、上記(2-1)に該当する者を除きます。）

- ① 生活保護法に基づく「被保護者」（外国人を含みます。）
- ② 社会福祉施設等への入所者で別に定める者（詳しくはお問い合わせ下さい。）

(3) 65歳以上（昭和9年1月1日以前生まれ）の方で、平成10年度分の村民税（所得割のみ）が課されなかった方であって、平成10年7月1日以前から寝たきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている方

* ご本人が控除対象配偶者又は扶養親族となっている場合は、当該他の方に村民税（所得割のみ）が課せられていないことが必要です。

（上記(2-1)（2-2）に該当する方及び基準日において継続して3ヶ月を超えて病院・老人保健施設に入院・入所している方等を除きます）

(4) 65歳以上（昭和9年1月1日以前生まれ）の方で、平成10年度分の村民税（所得割、均等割両方とも）が課されなかった方

* ご本人が控除対象配偶者又は扶養親族となっている場合は、当該他の方に村民税（所得割、均等割両方とも）が課せられていないことが必要です。

（上記(2-1)（2-2）(3)に該当する方を除きます。）

交付対象者の方々の申請方法・受領方法等については個別に通知いたします。

3. 交付額

1人につき2万円分（1000円×20枚）です。15歳以下の児童がいる世帯主の方については児童1人につき2万円分となります。

4. 振興券の使用条件

- (1) お釣りはもらえません。
- (2) 交換・譲渡、売買はできません。
- (3) 交付されたご本人又は、その代理人、使者（子供など）に限り使用できます。
- (4) 消費に当たらないものや、直ちに消費拡大につながらないもの及び換金性があり、広域的に流通しうるものについては使用ができません。

（例）■出資や債務の支払 ■有価証券の購入 ■切手、官製はがきの購入
■商品券、ビール券、プリペイドカードの購入 ■その他特に指定するもの

5. 交付開始日

平成11年3月を予定しています。

（裏面へつづく）

(裏面からのつづき)

6. 使用期間

交付開始日から6ヶ月間

7. 使用可能店舗

村内で日常的な小売業、飲食店のほか洗濯・理容業、旅館等の各種サービス業、運輸・通信業等を営む事業者で、村に登録された民間事業者(「特定事業者」)において使用できます。

登録された事業者は「村民だより(3月号)」に掲載するほか、店頭にはポスターを貼り出します。

地域振興券取扱民間事業者(特定事業者)を募集します

村では、地域振興券交付事業の実施にあたり、地域振興券を取り扱う民間事業者「特定事業者」を募集します。

下記の条件にあてはまり、取扱を希望される事業者は、所定の手続きによりお申し込み下さい。

1. 対象となる事業者

次の2点を満たしていることが条件となります。

(1) 小笠原村内で事業を行う事業者であること。

(2) 日常的な小売業、飲食店、及び洗濯・理容業、旅館等の各種サービス業、運輸・通信業等を行っている事業者であること。

2. 取扱条件

(1) 振興券の持参者に対して、券面記載金額に相当する物品の販売、貸付又は、役務の提供をしていただきます。

(2) 取引により得た振興券は、村の定めるところにより、毎月1回を限度に換金します。

(3) 使用期間は、振興券交付開始日(3月予定)から6ヶ月間とします。

(4) 振興券の使用に伴うお釣りは出しません。

*詳しくは、特定事業者として登録された事業者に別途お知らせします。

3. 申込期間

2月8日(月)から2月19日(金)(土、日、祝日除く)

8:00~17:00(12:00~13:30を除く)

(申込期間終了後は、振興券使用期間内において随時受け付けます)

4. 申請書配布、及び申込場所

産業観光課及び母島支所

5. 登録特定事業者の村民への周知

登録された特定事業者については、「村民だより」で案内するとともに、振興券が使用できることを示す店頭掲示用ポスターを配布します。

6. 登録の取消し

小笠原村特定事業者募集要項に定める事項に反した場合、特定事業者の登録を取り消すことがあります。

地域振興券の交付に関するお問い合わせは 総務課 2-3111まで

地域振興券取扱事業者に関するお問い合わせは 産業観光課 2-3114まで

硫黄島遺骨収集について

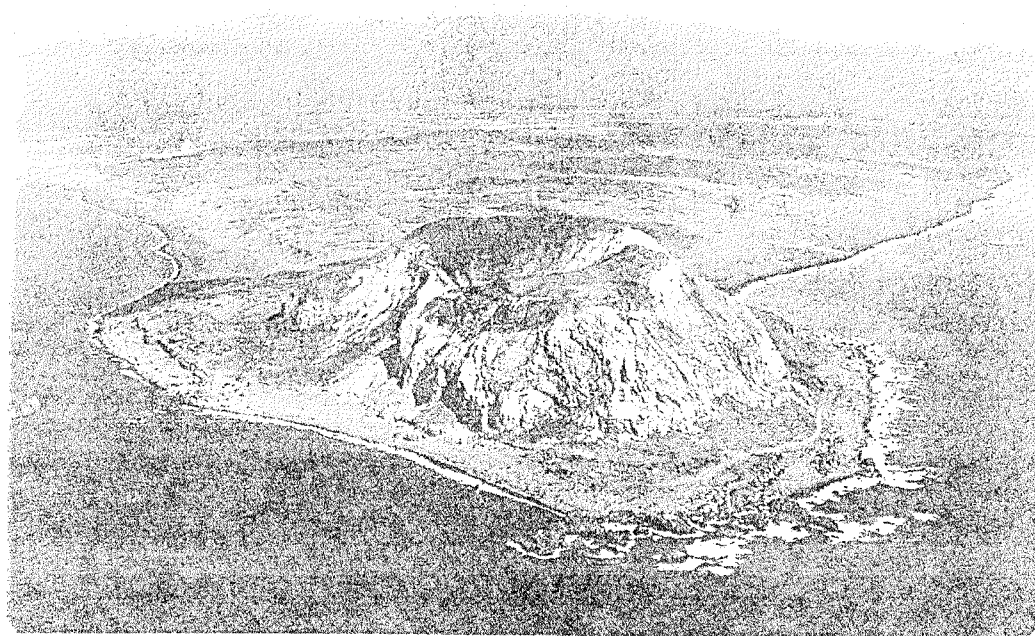
No. 1

はじめに

平成 10 年 11 月 15 日、硫黄島において、陸・海・空 3 自衛隊による統合演習が実施されました。

今回の訓練や神奈川県知事を会長とした、厚木基地騒音対策協議会による「NLP 硫黄島への全面移転」の要請など、国や他の自治体の動きをみておりますと、硫黄島の歴史的背景が、過去のものとして取り扱われようとしていると感じない訳にはいきません。

今回の統合演習実施に至るまで、訪島手段の改善や遺骨収集の推進等の要望について多くの時間と様々な方の協力により、一定の改善は図られることとなりましたが、今後とも小笠原村の行政区域の一つとして、硫黄島への正しい認識とご理解を深めていただきたく、村民の皆様にも 2 回にわたってお知らせします。



摺鉢山(パイプ山)

硫黄島は、昭和 19 年の強制疎開を経て、小笠原諸島が本土復帰してからも、復興事業・振興事業は実施されず、旧島民が帰島できない状況が続いていました。この間、国の調査により火山活動と産業の成立条件が厳しいことから、昭和 59 年に「一般住民の定住は困難である」との結論に至り、未だ帰島が叶わない、歴史的にも特異な島となっています。

硫黄島の歴史

天明 4 年（1784 年） キャプテン・クックの部下ゴアーにより確認され、硫黄島と命名した。

明治 8 （1875） 移民等の派遣を宣言。

24 （1891） 9 月 9 日、日本の領土となる。

大正 元年（1912） 硫黄島 75 世帯、396 人 北硫黄島 38 世帯、171 人

昭和 10 （1935） 硫黄島 187 世帯、1,039 人 北硫黄島 23 世帯、119 人〔主として薬草・甘薯の栽培、加工に従事〕

19 （1944） 強制疎開により本土に引き上げ

硫黄島 216 世帯、1,164 人のうち 103 人は軍属として残留

北硫黄島 17 世帯、90 人

昭和 20 （1945） 日本軍玉砕（20,109 人戦死）

21 （1946） 連合軍施政権下に入る（行政権分離に関する覚書）

43 （1968） 6 月 26 日、米国より返還

59 （1984） 5 月 31 日、小笠原諸島振興審議会意見具申 「一般住民の定住は困難である」

遺骨収集状況

硫黄島は、1945 年（昭和 20 年）の第二次世界大戦により、20,109 名が戦死した激戦地であり、大戦による日本軍戦没者は、陸軍 12,723 名と海軍 7,406 名、復員者は 1,020 名でその中に硫黄島旧島民 103 名が軍属として残り、うち 82 名が戦死しました。

現在、硫黄島において、1 月 12 日から 2 月 9 日までの 29 日間にかけて、戦没者の遺骨収集が実施されています。

遺骨の収集状況としては、厚生省が昭和 43 年から実施し、平成 9 年度までに遺骨収集数 8, 027 柱、約 40％の収集に留まっています。戦後 53 年を経て、まだ半分以上の遺骨が眠ったままの状態です。

本年度から、今後 3 年間を目処に計画的に硫黄島戦没者の遺骨収集を強化し、早期概了に向けて国（厚生省、防衛庁）、東京都、小笠原村の四者で確認し、実施しています。

村では未だ 12,102 柱眠っている硫黄島の遺骨収集が解決しない限り、戦後処理は終わらないという認識をもって遺骨収集に取り組んでいますが、今年度の収集結果については、村民だより 3 月号で報告します。

ウォーキングに親しむ ～父島～

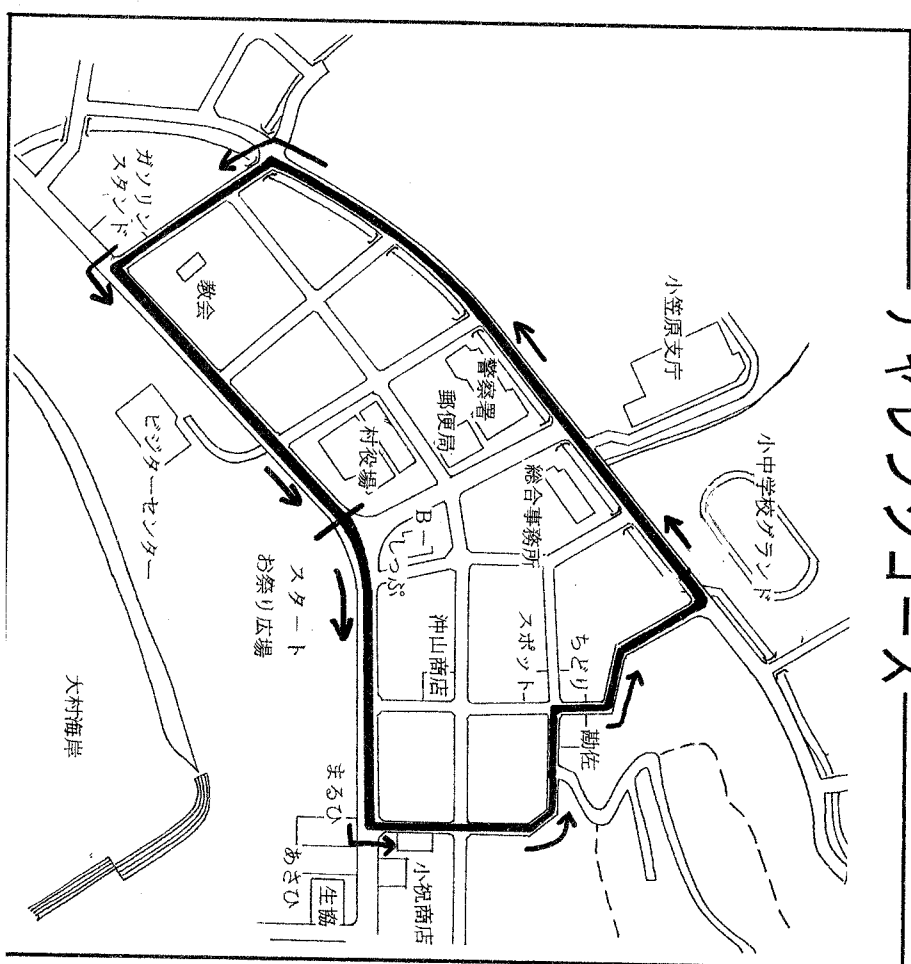
日時：2月14日(日) 午後3時から

集合場所：お祭り広場

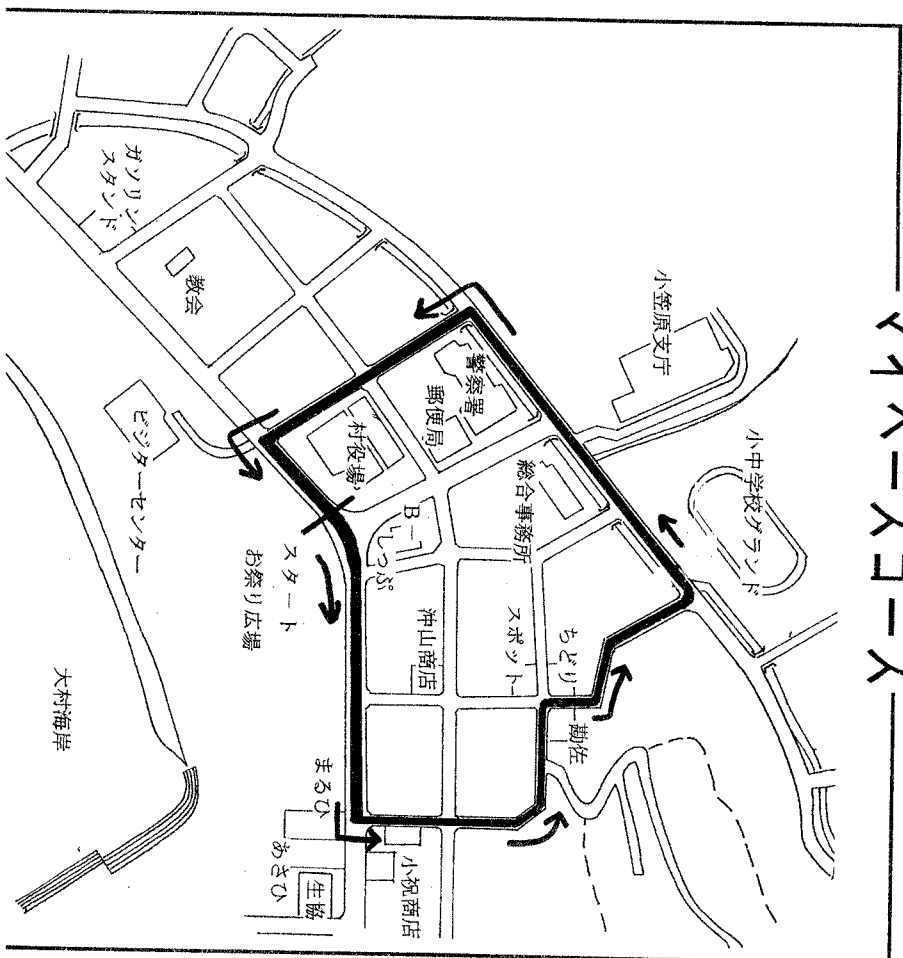
ウォーキングの理想的なフォームを身につけ、自分に合った健康的なペースを体験するチャレンジコース、楽しみながら歩くマイペースコースの2種類を用意しています。参加賞やすてきな賞品を用意していますので、皆さん奮ってご参加ください！

なお、当日の体調によってはコースを変更していただく可能性もあります。ご了承ください。

—— チャレンジコース ——



—— マイペースコース ——



事前チェック票

事前に記入して当日お持ちください

氏名

年齢

希望コース チェンジコース マパースコース

1. 今までに大きな病気やけがをしたことがありますか？

はい いいえ

「はい」と答えた人は病名やけがの程度を書いてください」

2. 現在、気になる症状はありますか？

はい いいえ

「はい」と答えた人は、どのような症状ですか」

3. ひざの痛みはありますか？

①歩くのに障害がある ②歩くと悪化する
③医者から歩行を制限されている ④ない

4. アキレス腱^{けん}の痛みはありますか？

①歩くのに障害がある ②歩くと悪化する
③医者から歩行を制限されている ④ない

5. 腰の痛みはありますか？

①歩くのに障害がある ②歩くと悪化する
③医者から歩行を制限されている ④ない

6. 次のような症状はありますか？

①運動中に動悸^{どうき}がする ②運動後、気分が悪くなる ③運動中に呼吸^{こきゅう}困難^{こんなん}になる ④ない

7. 運動中に胸の痛みを感じたことがありますか？

はい いいえ

8. 今までに「血圧が高い」とか「心電図に異常がある」と言われたことがありますか？

はい いいえ

けんこう通信

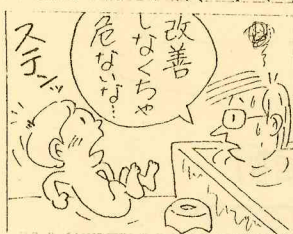
第7号

村役場 村民課

2-3113

保健婦 堀越

いきいき健康マシ〜



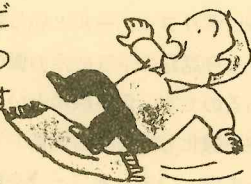
寝たきりの原因のひとつに、転倒による骨折があげられます。お年寄りは、たとえマヒなどがなくとも、筋力の低下、平衡感覚や目の衰えなどから、転びやすくなっています。そのため、家の中のちょっとした段差でも転倒事故が起こります。

このような骨折を引き起こさないために、お年寄りができるだけ動きやすく、しかも安全で住みやすい住環境工夫が必要です。

手すりつけ 段差をなくし 住みやすく アイデア生かした住まいの改善

家の中は危険がいっぱい お年寄りの転倒事故の原因

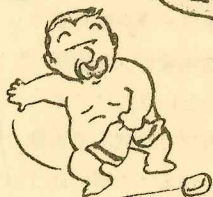
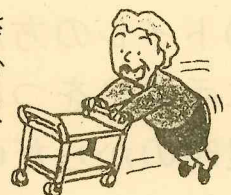
マットなど敷き物につまずく、すべる



敷居などちょっとした段差につまずく



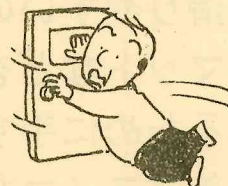
キャスター付きワゴンなどでからだを支えそこねてすべる



風呂場やトイレなど床が濡れていてすべる

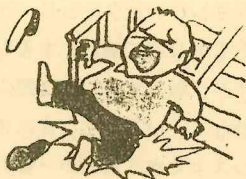


着物のすそをふんでころぶ

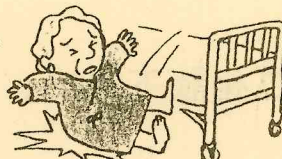


あいているドアに体重をのせてしまっころぶ

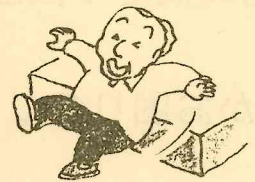
階段から落ちる



ベッドから落ちる



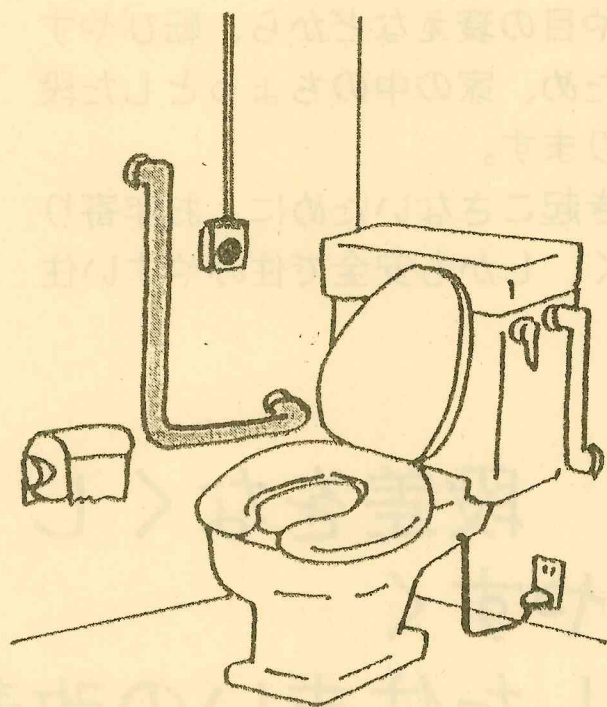
上がり框や縁側など段差のある場所でころぶ



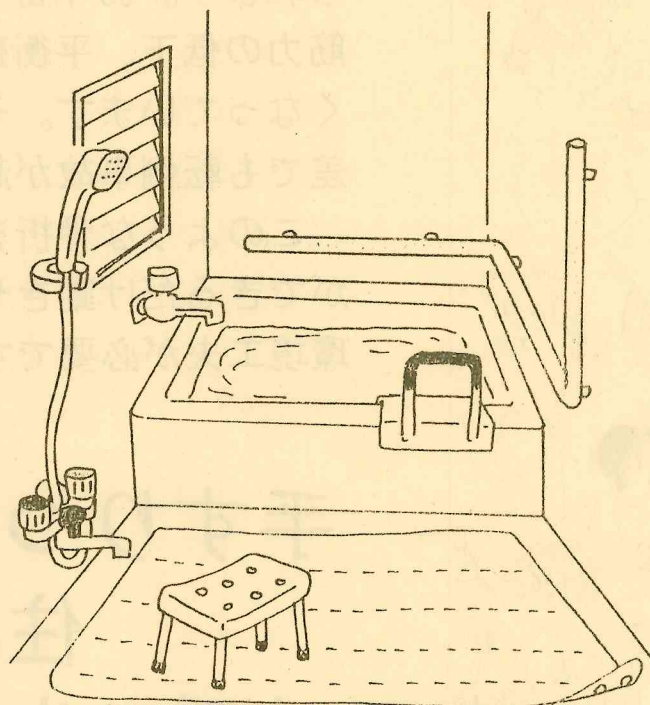
身近な工夫でより安全、快適な環境をつくる

手すりの取付け、段差の解消、すべり止めの処置、適切な照明の設置など廊下、トイレ、浴室などの住環境を改善しできるだけ動きやすく、安全な生活環境を作る工夫をしましょう。

トイレの工夫



浴室の工夫



足腰が弱くなっているお年寄りには、洋式のトイレの方が使いやすく安全です。壁に手すりをつけると、便座に座るときや排泄時のからだの安定を図るのに便利です。

浴室はとくに滑りやすいので注意が必要です。滑り止めマットなどをひきましょう。出入りを楽にするために手すりをつけたり、浴槽の高さや段差はスノコなどで調節します。

何かお困りのことがあればご相談下さい。

《イルカの伝言板》



最近赤ワインが静かなブームになっています。ワインにポリフェノールという物質が含まれていて、今話題の活性酸素の働きを抑える作用があるのです。活性酸素というのは、体内の細胞を酸化して生活習慣病や老化の引き金となるもの。つまり赤ワインを飲む事で体内の酸化が抑えられ、動脈硬化、心臓病、脳卒中などの予防に役立つというわけです。しかし、ワインばかりをガブガブ飲んで適量をオーバーしてしまえば、かえって害のほうが大きいはず。これまで健康によいとされてきたビタミンCやビタミンE、ベータカロチンなどもみな同じ働きをするもの。何でもそうですが、取りすぎや種類の食品に偏るのではなく、いろいろな食品を組み合わせるバランスよく食べるのが一番いいようです。